

愛知県公立大学法人役員報酬規程の一部改正について

資料 5

1 令和5年4月1日遡及改定

新	旧
<p>(常勤の役員の年俸の額)</p> <p>第3条 常勤の役員の年俸の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>19,431,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 <u>18,132,000円</u></p> <p>(3) 理事 <u>14,289,000円</u>以下において理事長が定める額</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (令和5年2月27日規程第4号)</p> <p>[沿革] 令和5年3月31日規程第19号改正</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p style="text-align: center;">18,829,000円</p> <p>附 則 (令和6年2月28日規程第16号)</p> <p>1 <u>この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 <u>理事長の年俸の額は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>19,048,000円</u></p>	<p>(常勤の役員の年俸の額)</p> <p>第3条 常勤の役員の年俸の額は、次の各号に掲げる役員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 理事長 <u>19,211,000円</u></p> <p>(2) 副理事長 <u>17,923,000円</u></p> <p>(3) 理事 <u>14,132,000円</u>以下において理事長が定める額</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (令和5年2月27日規程第4号)</p> <p>[沿革] 令和5年3月31日規程第19号改正</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p style="text-align: center;">18,829,000円</p>

変更理由

役員報酬については、愛知県の指定職給料表適用者に準じて支給額が算定されていることから、県が指定職給料表の給料月額の上上げ及び期末手当の年間支給月数の上上げを行ったため、常勤役員の年俸額を改定した。

2 令和6年4月1日改定

新	旧
<p>(本文略)</p> <p>附 則 (令和6年2月28日規程第16号)</p> <p>[沿革] 令和6年3月27日規程第19号改正</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和5年4月1日から<u>令和7年3月31日まで</u>の間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p style="text-align: center;">19,048,000円</p>	<p>(本文略)</p> <p>附 則 (令和6年2月28日規程第16号)</p> <p>1 この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>(理事長の年俸の額の特例)</p> <p>2 理事長の年俸の額は、令和5年4月1日から<u>令和6年3月31日まで</u>の間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。</p> <p style="text-align: center;">19,048,000円</p>

変更理由

県に倣い年俸の額の特例措置の適用期間を1年間延長した(理事長の給与抑制の期限延長)。